

健康横浜21推進会議委員名簿

差し替え

資料1

任期:令和10年3月31日まで

(五十音順・敬称略)

	役職	氏名	職名
1	会長	水谷 隆史	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事
2	副会長	田口 敦子	慶應義塾大学 健康マネジメント研究科 看護医療学部 教授
3		小野 英明	JA横浜 組織部 部長
4		蟹澤 多美江	横浜市保健活動推進委員会 会長
5		木宮 依子	横浜市PTA連絡協議会 書記
6		佐藤 博樹	神奈川県国民健康保険団体連合会 企画事業部長
7		須貝 政則	一般社団法人 横浜市食品衛生協会 専務理事兼事務局長
8		瀬戸 卓	一般社団法人 横浜市薬剤師会 副会長
9		千葉 幸則	横浜南労働基準監督署 署長
10		堤 俊介	健康保険組合連合会神奈川連合会 理事・事務局長
11		西尾 泉	神奈川産業保健総合支援センター 産業保健専門職
12		二宮 威重	一般社団法人 横浜市歯科医師会 常務理事
13		長谷 章	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議 前会長
14		長谷川 利希子	公益社団法人 神奈川県栄養士会 副会長
15		長谷川 由希	(株)神奈川新聞社 クロスメディア営業局広告デジタル部 次長
16		平手 幹人	全国健康保険協会神奈川支部 企画総務部企画総務グループ 企画総務グループ長
17		福原 直樹	(株)テレビ神奈川 営業局営業推進室長 兼 営業推進部長 兼 事業推進部長
18		吉田 章	日本チェーンストア協会 相鉄ローゼン(株) 経営管理本部 人事部 マネージャー
19		吉元 麻友美	公益財団法人 横浜市スポーツ協会 スポーツ施設部 スポーツ施設課 マネジメント担当課長
20		米山 かおる	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長

事務局

局	補職	氏名
健康福祉局	健康福祉局長	佐藤 泰輔
	健康推進部医務担当部長	北川 寛直
	健康推進部長	樋田 美智子
	健康推進部担当部長	佐藤 眞理代
	健康推進課長	岩松 美樹
	健康推進課担当課長	山崎 信吾
	健康推進課担当課長	石津 雄一郎
	健康推進課健康づくり担当係長	秋田 萌
	健康推進課担当係長	永井 絢子
	健康推進課担当係長	林 勝己
	健康推進課担当係長	安永 愛
	健康推進課担当係長	山口 拓真
	健康推進課担当係長	和賀登 功大

## 健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日健保事第 3964 号（局長決裁）  
最近改正 令和 6 年 3 月 8 日健健推第 3307 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康横浜 2 1（以下「健康横浜 2 1」という。）の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

### （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
  - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

### （臨時委員）

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療専門家
  - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

### (会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の議長とする。

3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

### (部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

### (会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

### (意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第 10 条 推進会議の庶務は、健康福祉局健康推進課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。